



山形県公報

平成19年2月16日(金)
第1816号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                                  |                      |     |
|----------------------------------|----------------------|-----|
| 国土調査の成果の認証.....                  | (農村計画課) ...          | 157 |
| 同 .....                          | (同) ...              | 同   |
| 都市計画事業の変更の認可.....                | (都市計画課) ...          | 158 |
| 道路の位置の指定.....                    | (村山総合支庁北村山総務建築課) ... | 同   |
| 道路の区域の変更.....                    | (同) ...              | 同   |
| 県証紙売りさばき業務の廃止の届出.....            | (出納局) ...            | 159 |
| 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程..... | (同) ...              | 同   |

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号(不在者投票のできる病院等の指定)の一部改正.....160

### 正 誤

## 告 示

### 山形県告示第124号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。  
平成19年2月16日

山形県知事 齋 藤 弘

- 調査を行った者の名称  
南陽市
- 調査を行った期間  
平成7年6月30日から平成9年3月26日まで
- 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
南陽市地籍図及び地籍簿
- 調査地域  
宮内、池黒、中落合、西落合、長瀬及び蒲生田の各一部
- 認証年月日  
平成19年2月6日

### 山形県告示第125号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。  
平成19年2月16日

山形県知事 齋 藤 弘

- 調査を行った者の名称  
長井市

- 2 調査を行った期間  
平成13年5月22日から平成18年12月11日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
長井市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
川原沢及び寺泉の各一部
- 5 認証年月日  
平成19年2月6日

## 山形県告示第126号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成19年2月16日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 施行者の名称  
遊佐町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 遊佐都市計画下水道事業
  - (2) 名称 遊佐公共下水道
- 3 変更の内容
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業施行期間  
平成2年11月9日から平成24年3月31日まで

## 山形県告示第127号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。  
なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山総務建築課及び東根市役所において縦覧に供する。

平成19年2月16日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 指定の番号 私道(村)第273号
- 2 指定の場所 東根市大字羽入字東原581-2の一部、578-2の一部、578の一部
- 3 道路の現況 幅員6.00メートル  
延長41.07メートル
- 4 指定年月日 平成19年2月7日

## 山形県告示第128号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山総務建築課において平成19年2月16日から同年3月1日まで縦覧に供する。

平成19年2月16日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 尾花沢大石田線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                              | 間            | 旧新の別 | 敷地の幅員            | 延 長         |
|--------------------------------|--------------|------|------------------|-------------|
| 北村山郡大石田町大字大石田字上ノ原乙595番6から<br>同 | 字上ノ原丙399番3まで | 旧    | 17.0メートル<br>11.5 | メートル<br>160 |
| 同                              | 上            | 新    | 33.0メートル<br>11.5 | 同 上         |

山形県告示第129号

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第16条第1項の規定により、次の証紙の売りさばき人から、次のとおり証紙の売りさばき業務を廃止する旨の届出があった。

平成19年2月16日

山形県知事 齋 藤 弘

| 名称及び代表者氏名                       | 所 在 地                  | 売りさばき所の所在地 | 廃 止 年 月 日  |
|---------------------------------|------------------------|------------|------------|
| 山形県工業技術センター置賜試験場試友会<br>会長 吉田 暁彦 | 米沢市窪田町窪田字堂ノ前2736番<br>6 | 同 左        | 平成19. 3.31 |

山形県告示第130号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年2月16日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程  
山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第4中 「上山市十日町2番4号」 を 「上山市沢丁3番5号」 に、

|                                                          |       |  |
|----------------------------------------------------------|-------|--|
| 「<br>" 西友仙台泉支店<br>" " 高玉町9番2<br>" "」                     | を     |  |
| 「<br>" 西友仙台泉支店<br>" " 高玉町9番2<br>" "」                     |       |  |
| 「<br>" ダイヤモンドシティ名取支店<br>" " 名取市増田字関下460番地17街区1画地<br>" "」 | に改める。 |  |

附 則

この規程は、平成19年2月24日から施行する。ただし、別表第4の改正規定中

「上山市十日町2番4号」 を

「上山市沢丁3番5号」 に改める部分は、同月19日から施行する。

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

山形県選挙管理委員会告示第13号

昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号（不在者投票のできる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成19年 2月16日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 熊 谷 誠

1 病院の項の表中医療法人社団三圭会川越病院の項を削り、同表中

" 柳原60

を

" 吉原二丁目15番 3号

に、

特定医療法人徳洲会  
山形徳洲会病院

" 清住町二丁目89番 6

を

医療法人徳洲会

山形徳洲会病院

" 清住町二丁目 3 番51号

に、

医療法人社団みゆき会

蔵王みゆき病院

を

医療法人社団みゆき会

みゆき会病院

に、

医療法人篠田好生会

天童温泉篠田病院

天童市鎌田一丁目 6 - 46

を

書川記念病院

" 成田1888番 1

医療法人篠田好生会

天童温泉篠田病院

天童市鎌田一丁目 7 番 1 号

に、

東置賜郡高畠町大字高畠3,704の 1

を

東置賜郡高畠町大字高畠386番地

に、

西置賜郡小国町大字栄町106

を

西置賜郡小国町大字あけぼの一丁目 1 番地

に改め、

2 老人ホームの項の表中

六日町あいあい

特別養護老人ホーム

" 六日町 2 番 7 号

を

六日町あいあい

特別養護老人ホーム

" 六日町 2 番 7 号

に、

ベル宮町

" 宮町一丁目 7 - 18

" 茅原字草見鶴 5

を

" 茅原町28 - 10

に改め、5 介護老人保健施設

の項の表中

寒河江市大字寒河江字本楯24 - 1

を

寒河江市本楯24 - 1

に改める。

正 誤

| 発行年月日       | 県公報番<br>号   | ページ | 行    | 誤               | 正                |
|-------------|-------------|-----|------|-----------------|------------------|
| 平成19. 1. 26 | 第1810号      | 40  | 18   | 平成18年12月県条例第61号 | 平成18年12月県条例第62号  |
| 同           | 同           | 同   | 20   | 監査委員、収用委員会      | 監査委員、労働委員会、収用委員会 |
| 同           | 2. 6 第1813号 | 113 | 下から3 | 普及開発関係          | 普及開発関係費          |

平成19年2月16日印刷  
平成19年2月16日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056